行政手続条例適用

不利益処分の処分基準

処	分 名	高額療養費貸付金の返還命令
根拠例	列規及び条項	多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例(昭和53年条例3号)第15条第1項
所 管	部 課 名	市民健康部 保険年金課
	関係法令等 び条項	及 多治見市国民健康保険条例第 27 条~29 条
処		次に該当する場合に返還を命ずるものとする。 (1) 借受人が偽りの申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき。 (2) 借受人が第 5 条各号に掲げる要件を備えていないことが明らかになったとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。
分		
	基準	
基		
準		
	設定年月日	昭和53年3月30日 最終変更年月日
備	考	